

埼玉労働局発表
令和5年6月9日(金)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 繁野 北斗
労働衛生専門官 武田 静夫
(電話番号)048-600-6206(内線 231)

報道関係者 各位

熱中症対策の徹底要請

～関係事業者団体に対し熱中症対策の徹底を要請～

埼玉県内の職場における熱中症(死亡又は休業4日以上)の労働災害が多発しています。令和4年の職場における熱中症による死亡災害は過去最多の4件となり、うち建設業で2件、警備業で1件、造園業で1件となりました(別紙)。また、令和4年の休業4日以上)の労働災害は、陸上貨物運送事業が最も多く、次いで製造業及び建設業が多く発生しています。

こうした状況を踏まえ、埼玉労働局(局長 久知良 俊二)は、製造業、建設業、造園業、陸上貨物運送事業及び警備業の関係事業者団体に対し、熱中症による労働災害の未然防止を図るため、特に熱中症の発生リスクが高くなる時期を捉え、下記のとおり熱中症予防対策の徹底を要請します。

また、7月には建設工事現場に対する集中的な一斉監督を実施いたします。

なお、その他の業種の事業者の皆様におかれても、同様に熱中症予防対策の徹底をお願いします。

1 要請日時・場所

日時：令和5年6月23日(金) 11:00～11:30

場所：埼玉労働局 15階大会議室(さいたま市中央区新都心 11-2)



2 参集者

- 一般社団法人埼玉労働基準協会連合会
- 建設業労働災害防止協会埼玉県支部
- 一般社団法人埼玉県建設業協会
- 埼玉住宅工事安全協議会
- 一般社団法人埼玉県造園業協会
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部
- 一般社団法人埼玉県トラック協会
- 一般社団法人埼玉県警備業協会

3 事業者呼び掛ける熱中症予防対策の内容

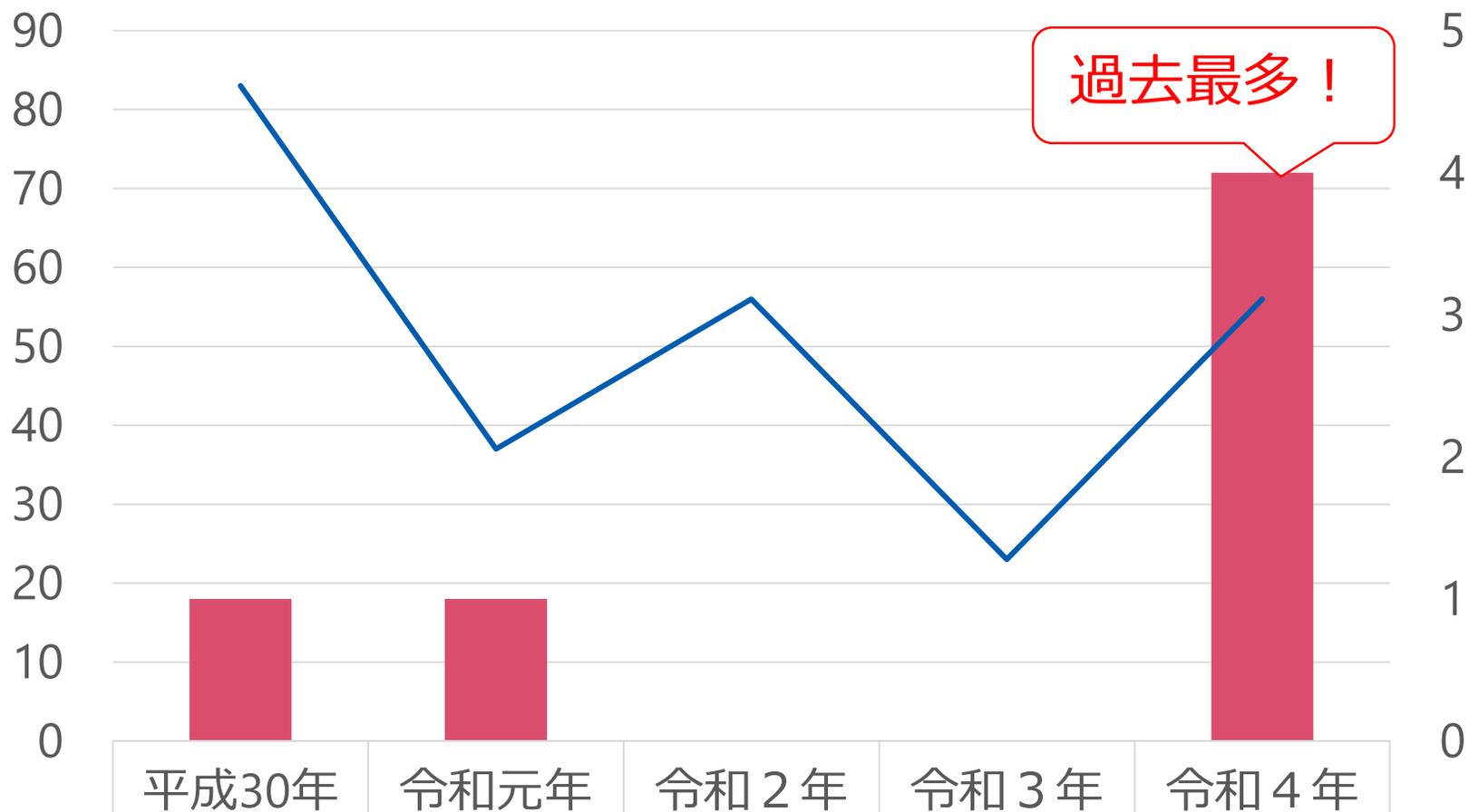
- ① 暑さ指数(WBGT値)の測定と測定した暑さ指数(WBGT値)に応じた作業計画の変更に関する事
- ② 水分・塩分の定期的な摂取、こまめな休憩と管理の状況確認に関する事
- ③ 作業員の健康状態の確認、異常時の措置に関する事
- ④ 作業員に対する教育に関する事

【資料】

別紙 埼玉県内の職場における熱中症による労働災害発生状況
別添 要請文

埼玉県内の職場における熱中症による労働災害発生状況

年別の熱中症による労働災害発生状況

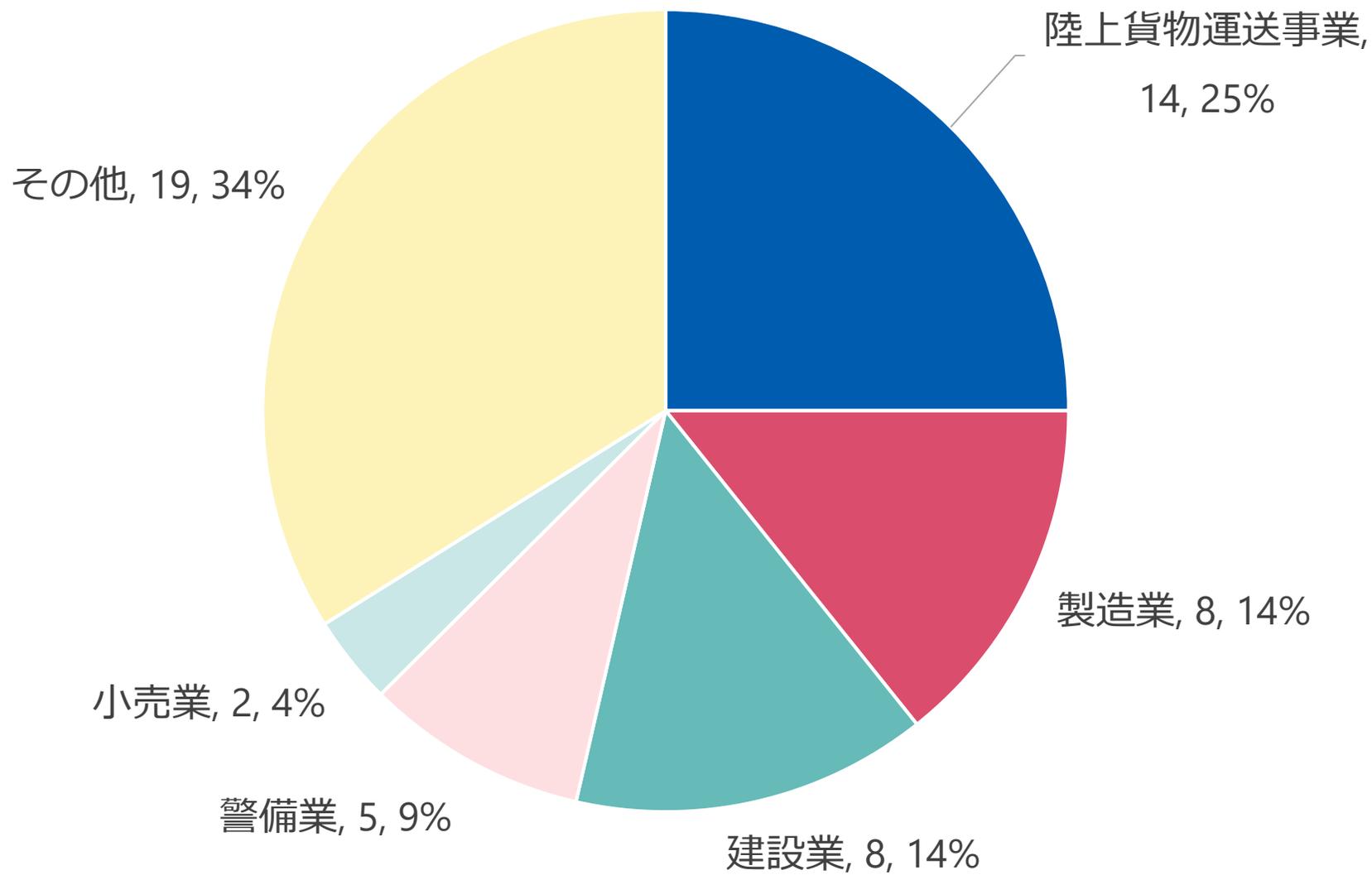


■死亡	1	1	0	0	4
—休業4日以上	83	37	56	23	56

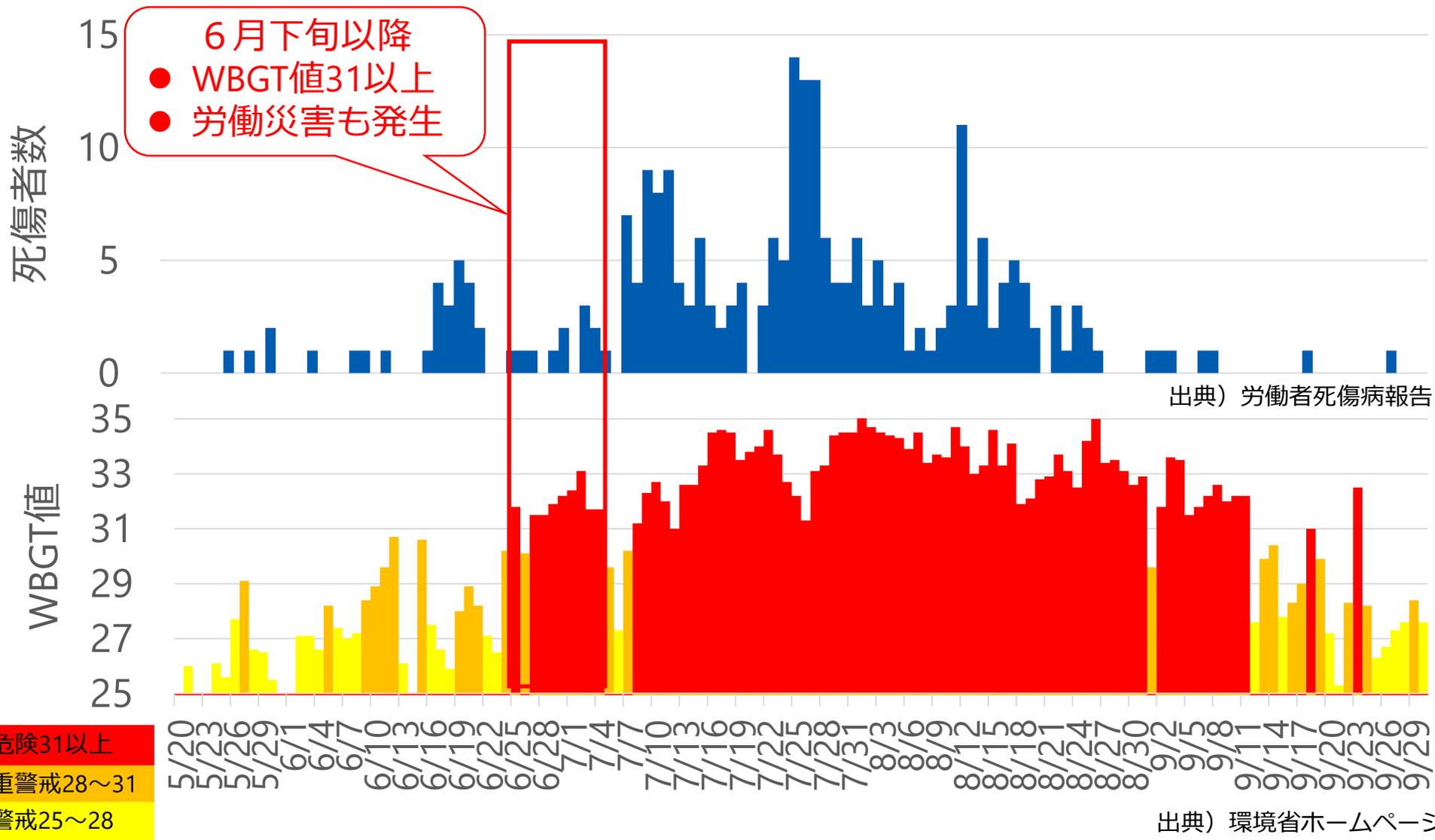
令和4年の熱中症による死亡災害事例

発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	被災者年齢層	災害発生のあらまし	気温	湿度	WBGT値
6月	15時	農業 (造園)	1～9人	40～44 歳代	剪定業務に従事していたところ、中途から姿が見えなくなり、当該現場から数百m離れたところで熱中症で倒れていたもの。	36.6	52	32.7
6月	15時	建設業	1～9人	65～69 歳代	戸建ての新築現場において、朝から入場していた作業員が昼休み中から姿が見えなくなり、当該現場から数百m離れたところで熱中症で倒れていたもの。	37.1	68	31.5
6月	12時	警備業	10～49 人	60～64 歳代	警備業務に従事していたところ、熱中症を発症し動けなくなったもの。	35.5	51	32.8
7月	16時	建設業	50～99 人	45～49 歳代	共同住宅の水回り設備の取り付け作業に従事していた作業員が体調の異変を感じ、屋外に出て休憩したのち、熱中症で倒れたもの。	33.6	42	28.9

令和4年の熱中症による労働災害発生状況（業種別）



熱中症による労働災害発生状況（H30-R4の日別集計）とWBGT値（さいたま市の過去5年間の昼間の日の最高暑さ指数）



※「日常生活における熱中症予防指針（日本気象学会）」の基準

令和5年6月23日

別記の長 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

日頃より、労働基準行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の埼玉県内の職場における熱中症は、4件の死亡災害が発生し過去最多となりました。

埼玉県内の過去5年間の昼間の日の最高暑さ指数(WBGT値)をみると、6月下旬頃より、「日常生活における熱中症予防指針」において危険とされる31以上の暑さ指数となっており、労働災害の発生件数もこの時期以降から多く発生し始めています。

熱中症は命にかかわる災害ですが、適切な予防対策により防ぐことができる災害です。

つきましては、こうした現下の状況と、熱中症の特徴を御理解いただきつつ、下記の熱中症の予防対策を徹底していただきますよう、厚生労働省ホームページに掲載する「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」等を活用し、関係者への周知、指導をお願い申し上げます。

記

- 1 作業場所の暑さ指数(WBGT値)を測定し、測定した暑さ指数に応じて、休憩サイクルの変更、気温が上昇する時間の作業を避ける、作業負荷の低い作業に変更する、作業を中断するなど、作業計画の変更を検討してください。
- 2 水分・塩分の摂取を定期的に行い、作業場所のなるべく近い場所に涼しい休憩場所を設け、こまめに休憩をとり、管理者が頻繁にその状況を確認するようにしてください。
- 3 管理者はもちろん、作業員同士が頻繁に声をかけあい、お互いの健康状態を確認し、異変があれば、必ず作業を中断させ休憩し、体調不良者を一人きりにせず誰かが様子を確認し、体温を下げるための措置等を行うとともに、病院への搬送、救急隊の要請を行ってください。
- 4 雇入れ時、新規入場時、日々の朝礼等の際に、作業員に対し、熱中症の症状、予防方法、救急処置の方法等に関する教育を行ってください。

埼玉労働局長
久知良 俊二

別記

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会 会長 渡辺 伸治 殿
建設業労働災害防止協会埼玉県支部 支部長 島村 健 殿
一般社団法人埼玉県建設業協会 会長 小川 貢三郎 殿
埼玉住宅工事安全協議会 会長 林 秀宣 殿
一般社団法人埼玉県造園業協会 会長 渡邊 進 殿
陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部 支部長 瀬山 豪 殿
一般社団法人埼玉県トラック協会 会長 瀬山 豪 殿
一般社団法人埼玉県警備業協会 会長 炭谷 勝 殿